江戸時代の朝鮮通信使の航海について -対馬宗家文書「信使記録下向船中毎日記」を事例として-

古藤 泰美* 田口 由香**

Voyage of the Delegation from the Korean Yi Dynasty in the Edo Period :Over "the diary on board of the Chosen Tushinshi"

Yasumi KOTOH* Yuka TAGUCHI**

Abstract

The government official of "the Tsushima Clan" joined "delegation from the Korean Yi dynasty", and has kept a record of the voyage by making "a diary on board." By investigating the record, the voyage of those days in the "sea route" from Pusan to Osaka could be known. In this research, the contents of "the diary on board of the Chosen Tushinshi" which are record of the 11th "delegation from the Korean Yi dynasty" in 1748 are analyzed. As for "the diary on board of the Chosen Tushinshi", the voyage from Osaka Kawaguchi to Katsumoto in Iki, July 4 to July 17, was recorded by the lunar calendar of those days. The content showed the port called by "delegation from the Korean Yi dynasty" and the time spent on the voyage. And the distance of the voyage was able to be found from the present chart, and also the speed could be guessed. So we can guess the voyage and current of those days by investigating "current data", by "Maritime Safety Agency", which showed current of those days.

Keyward: Chosen Tushinshi, Voyage, the Edo Period, the Tsushima Clan

1. はじめに

江戸時代においては、主に北前船が国内を航行し、当時は鎖国をしていたため、外国から来航する船は、朝鮮通信使の一行が、現在の釜山から対馬経由で玄海灘を渡り、瀬戸内海に入り大坂まで乗船する船のみであった。

現在の朝鮮半島(韓半島)からの最初の使節は、668年から8世紀後半まで続いた。その後、朝鮮半島では南北朝が統一されて室町幕府が安定した頃の、1404年に三代将軍足利義満により国交が再開された。その後、豊臣秀吉の朝鮮侵略により再び、朝鮮半島との交流は途絶えてしまった。その後、関が原の戦いに勝利した徳川家康は、対馬藩主の宗家を通じて国交回復を求める使者を、その当時朝鮮を支配していた「李王朝」に度重ねて送っている。朝鮮国王も「信義に基づく国交でありたい」との意味の「朝鮮国王の国書」を持たせた使節団を、1607年(慶長12年)に日本に派遣し、公式に、「江戸幕府」と「朝鮮国王」との国交が回復した。その後、1811年(文化8年)までの間に「朝鮮通信使」は12回にわたり日本に来航している。

「徳川幕府」に対する警戒心と、豊臣秀吉による朝鮮出兵による「戦後処理」をする目的で、3回目までの、朝鮮からの使節団は「朝鮮通信使」の名称は使用せずに「回答兼刷還使」と呼ばれていた。1636年(寛永13年)になり、初めて「朝鮮通信使」と呼ばれるようになり、それ以後の8回の日本への来航は、「徳川将軍」の代替り

を祝賀する使節として、日本に来航している。

「朝鮮通信使」の一行は、釜山から大坂までは「海路」を使用し、淀川を川舟で遡り、そこから江戸までは「陸路」を使用している。

「対馬藩」の役人は「朝鮮通信使」に随行しており、 その様子を「船中日記」に記録として残している。その 記録を調査することにより、釜山から大坂までの「海路」 における、当時の航海の様子を知ることができる。本研 究は、1748年(延享5年、寛延元年)の第11回目 の「朝鮮通信使」の記録である「信使記録下向船中毎日 記」(対馬宗家文庫、長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵) の内容を解明したものである。「信使記録下向船中毎日 記」は、当時の旧暦で7月4日から7月17日(新暦で は、7月28日から8月10日)までの大坂川口から壱 岐の勝本までの、航海の様子が記録されている。その内 容からは、「朝鮮通信使」のその間の寄港地と入出港時 刻、その航海に費やした時間がわかる。よって、現在の 海図から距離を求めることで、その間の速力を推測する ことができた。また、「信使記録下向船中毎日記」と当 時の潮流がわかる「海上保安庁」の「潮流データ」によ り、当時の航海と潮流の関係を推算することができた。

2. 「信使記録下向船中毎日記」における航海の様子 2.1 大坂川口から兵庫

七月四日

「正使・従事難波橋ヲ被渡、北浜船場より上船、公 儀川御座其外、御大名様方より被差出候川船淀下り 之通也」

この記述より、正使・従事が難波橋を渡り、北浜 船場より乗船し、幕府や大名から差し出された川御 座船で淀川を下ったことがわかる。

七月六日 晴天南西風

「不順、川口滞船」

天候不順のため、川口に留まった。

七月七日 晴天朝之内北嵐昼より南西風

「三使川御座より小隼二乗り、本船掛浮在之所まて 被罷越、段々二被乗移、御船より一番太鞁打候付船々 相仕廻、三番太鞁二而卯下刻川口出船」

この記述より、三使(正使・副使・従事官)が川 御座から小隼に乗り、本船の停泊場所まで行き、乗 り移ったことがわかる。そして、太鼓を打ち、7月 7日の卯下刻(6時から7時)に大坂川口を出航し ていることがわかる。

「申中刻兵庫着」

7月7日の申中刻(16時)に兵庫に入港していることがわかる。大坂の川口から兵庫までの所要時間は、9時間30分、距離が10海里なので、速力は、約1/ットであることが推察できる。

2.2 兵庫から室

七月八日

「八ツ時三使被致上船候得は、全体□風ニ而嵐も無之候付、御見合被成候段御船より被仰遣、追付北東風嵐ニ相見え候間、御出船被成候段御船より御側歩行使ニ而被仰越、壱番太鼓打、船之(判読不能)三使船も引続キ出船在之」

7月8日、八ツ時(2時)に乗船し、太鼓を打ち、 出航したことがわかる。

「三使戌上刻室着船在之」

三使が7月8日の戌上刻(19時から20時)に 室に着船したことがわかる。兵庫から室までの所要 時間は、17時間30分、現海図における距離が3 5海里なので、速力は約2/ットであることが推察 できる。

2.3. 室津から牛窓

七月九日 北東風

「辰ノ上刻御船より太鼓打、船々致船仕廻三番太鼓 ニ而御出帆、三使船追々出帆」

7月9日の辰ノ上刻(7時から8時)に太鼓を打 ち鳴らし出航していることがわかる。

「未ノ刻比牛窓御着被成候処」

7月9日未ノ刻(13時から14時)頃に入港し

着船していることがわかる。室津から牛窓までの所要時間は6時間、距離が20海里であるので速力は約3/ットであることが推察できる。

2.4 牛窓から日比

「北東風と相見え順能候間、爰元御馳走所故五日 次物等相請取、直二出帆仕度之旨被申越候故、弥御 □ニ可被□旨御返答在之、御馳走方えは御使者を以 右之段被仰遣、未ノ中刻牛窓出帆」

北東風なので、牛窓に入港着船後、直ちに出帆の 支度をして、7月9日の未ノ中刻(14時)に牛窓 を出帆している。

「子ノ辰刻備前手前迄御乗掛被成候得共、潮当り候 付御船三使船其外船々潮掛りいたす、尤(判読不能) 潮直り候付御出帆」

備前の手前まで航海してきたが子ノ辰刻(23時)に、潮が悪くなったので潮掛りしたことがわかる。そして、時刻は不明であるが、潮が良くなったので出航していることが推察できる。

七月十日 晴天南西風嵐後北風

「辰上刻備前日比御着船」

7月10日の辰上刻(7時から8時)に、備前の日比に入港着船している。牛窓から日比までの所要時間は、17時間30分で距離は18海里であるが、その間の潮待ちの時間が不明であるので、速力の確定は出来ないが、約1/ット前後ではないかと推察できる。

2.5 日比から鞆

「潮風宜候付、巳□刻日比御出帆、三使船同前、午 刻比下津井之暫時潮掛被成」

潮と風の状況が良かったので、7月10日の巳刻 (9時から10時)に日比を出帆し、午刻(12時) 頃に下津井で、暫時潮掛りしている。

「三使申中刻備前鞆着船」

7月10日の申中刻(16時)に備前の鞆に入港着船している。日比から鞆までの所要時間は6時間30分で距離が30海里であるから速力は約4.5ノットであることが推察できる。

2.6 鞆から忠海

七月十一日 晴天西風卯上刻鞆御出帆

「伊達大膳大夫様家老・中老・大目付・物頭為見送船場迄被罷出、物頭其以下隼船ニ而被罷出蒲刈迄被相附、船中為案內御同人様船奉行大船頭、右同所迄被附廻、午中刻比より潮悪舗相成、未刻比忠海え御着、潮掛御繋船被成」

7月11日の卯上刻(5時から6時)に日鞆を出航したが、午中刻(12時)頃から潮が悪くなり、7月11日の午刻(13時から14時)頃に忠海に入港着船し、潮掛かりのために繋船している。

鞆から忠海までの所要時間は、8時間で距離が2 2.5海里であるから速力は約3/ットであること が推察できる。

2.7 忠海から蒲刈

「今程汐留通船難成、暮比より潮直り候間夫迄御繋船、尤御揚陸被成間敷と之□御返答被仰越、此所御馳走場ニ而無之候処、御馳走方御□介ニ及候而は如何敷、□晚之潮ニは御出帆可被成候間、三使衆御揚陸無之候様可取計由大蔵方より申来候付、裁判より上々官を以申達させ、揚陸無之、嶋雄八左衛門病気差重候付、朝鮮医師え見せ申度由、同姓多門を以被相願、指掛候儀故八左衛門乗船之被相招候儀差免候段申渡、尤添御聞被置候様ニは大蔵方え以手紙申遺、潮直り候付、酉上刻忠海御出帆被遊、西風嵐故夜通御」

七月十二日 晴天西風

「卯中刻蒲刈御着船」

上記の記述から、今は潮が止まっているので、航行するのは難しい。夕暮れ頃から潮が良くなるので、それまで繋船して潮待ちをし、7月11日の酉上刻(17時から18時)に忠海を出帆し、7月12日の卯中刻(6時)に蒲刈に入港着船していることがわかる。忠海から蒲刈までの所要時間は12時間30分で距離が18海里であるから速力は約1.5ノットであることが推察できる。

2.8 蒲刈から上関

「信使参向之節、当蒲刈ニ而中官一人令病死、右死 躯此度以継船被差送候付、為宰領対馬守足軽弐人相 附申候間、出船以後出帆被仰付、所々無滞御送可被 成候、此段拙者共より可相達旨申付、如此御座候、 以上

> 宗之内 平田直右衛門 杉村 大蔵

蒲刈 上 素間関 藍 勝本

御馳走方御役人衆中

昨日、正使より伊達大膳大夫様漕船之者共え御酒被 下候付、為御礼彼方様船奉行岡生田又十郎口上書持 参、中庭作左衛門迄被差出候段作左衛門申遣候付、 則上々官を以正使え申達、今日之様子ニ而は晩方ニ は御出船可被成候間、御出船前為御知在之候は、三 使衆無遅滞御上船有之候様可申達置段大蔵方より 申来候付、則上々官を以申達候故三使より為御知被 成次第致上船居、無手違御同前出船可致旨被申候段 上々官申聞候付、其通大蔵方え申、御家老岡本大蔵 被罷出候付、直右衛門致面謁何角御丁寧之御馳走御 礼等相応ニ致挨拶、殿様より三使え御返物之為御礼 御使者難波田兵衛指越候付、上々官罷出取次、大坂 残之朝鮮人之内病人在之、彼地ニ而町医樋口道與と 申医師薬服薬致全快候間、右為礼分左之単翰之通 上々官中より相送度旨申出候付、遂吟味候故別条無 之候付、通詞下知役より御馳走方え大坂被差越被下

候様申達相渡候様ニと下知役え申渡

正騎船格軍致傷於大薬者症情危重非但渠之自分 必死舟中人莫不危之而専頼

足下往来□病隋症投薬以至於起死回生此外諸船 沙中病者亦多而並皆救救護俱得復常一行上下就 不感歎

三使道到大坂聞此報□即致謝而因行期卒迫未果 起即举行到鎌刈後更為告達自三行次各有取送深 致報謝之意幸

足下領之

戊辰七月日 李深玄僉知印 大羊洪僉知印

浪華医士樋口道與公

大坂城浪華医士樋口道與公前取送

上房薬果五立

大口魚参尾

扇子弐抦

黄毛筆弐抦

真黒弐笏

副房扇子弐抦 石魚二束

三房扇子弐抦 石魚二束

爰許之儀参向下向共ニ御馳走諸事御丁寧ニ被入御 意候段三使より御礼被申上、上々官罷出申達候 付、裁判小野六郎右衛門取次御馳走方役々え申達、 尚又直右衛門より諸事被入御意候次第御馳走役衆 方え奉礼を以申、安芸守様より三使以下え先規之 由ニ而煮麺御振廻被成、御同人様より左之通出船 為御祝詞被遣之

杉半紙 壱箱

干鯛壱箱宛三使え右同断宛上々官素麺壱箱上判事

干鯛 壱箱 製述官 中え良医

多葉粉 弐箱

干鯛弐箱上官え素麺五箱中官中え同六箱下官中え

右御使者前二同

未潮直り不申由二候得共、未刻比三使衆致上船可申由、上々官を以被仰聞候付潮直り次第為御知在之候、右二候間御控之被成候様ニと申達候得共段々乗船有之候故、其段取次役を以御船之申遣、御馳走之御談上々官を以上判事相添之被指出候付、裁判より取次節申達 "御船より壱番太鼓打候付、船々相仕廻、三番太鼓二而御船三使船共二申下刻御出船、安芸守様御家老其外之衆、隼船二乗り組為御見送浦口之被罷出、西風□ニ而汐も当り候付、子上刻比之浦御泊船被游」

七月十三日 晴天西風

「辰上刻潮直り候付、御船三使共二比之浦御出帆、遊□之前辺通船之節、丸尾崎支配松平大膳大夫様御家老田中九郎右衛門魚菓持参、兼而申付置候由二而三騎船被差出候付、通詞下知役より致挨拶、室津前二而右御同人様より御使者を以右之通也、西上刻上関え着船」

上記の記述より蒲刈で通信使の中官が一人病死

したので、蒲刈、上関、赤間関、藍島、勝本という 寄港地を定めてその順序、搬送しようとしていたこ とがわかる。

7月12日の申下刻(16時から17時)に蒲刈を出航して、7月13日は晴天で西風であり、潮も逆であったため、子上刻(23時から24時)頃に比之浦に停泊をし、辰上刻(7時から8時)に、潮が良くなったので出航していることがわかる。

7月13日の酉上刻(17時から18時)に上関 に入港着船していることがわかる。

鞆から上関までの所要時間は25時間で、その内、潮待ちの時間が8時間あり、距離が44海里であるから速力は約2.5/ットであることが推察できる。

2.9 上関から向浦

七月十四日 晴天北東風

「松平大膳大夫様より三使並上々官え、出船之為御 祝儀御使者を以左之通被遣

榧 壱棬

香茸 壱箱 宛 三使え

榧 壱榉

鮮鯛 壱折 宛 上々官え

但三使え之御□物之儀、日本国□□故□を可 遺哉、所々御馳走□せは如何ニ候哉之旨、夜 前彼方御馳走人より裁判迄被向合候付申請 候上、国忌日之事ニ候間、□□□被遣可□ 哉之旨申達候故、右之通被遣之也

今日就□菓盆平田直右衛門、御船え参上仕於御屋形御目見被仰付、御船より御使者を以順風之様ニ相見え候間、正使使御仕廻被成候は御上船候様ニ申来、上々官を以申達、追付御上船在之、巳中刻上ノ関御船御同前出帆、大膳大夫様・左京様役人衆え上々官罷出御馳走之御談申達候付、裁判誘引御礼相応ニ取合せ申達、右御両人様家老以下参向之通為見送早船より浦口迄被罷出居候付、取次役を以相応之挨拶申達、笠戸前辺通船之節、大膳大夫様御家来兼而申付置向由ニ而三使船え□菓持参、御船浅刻過向浦え御着」

上記の記述より、7月14日の巳中刻(10時) に上関を出航し、同日の戌刻過(19時)に向浦(現 在の向島か)に着船し停泊していることがわかる。

上関から向浦までの所要時間は9時間で、距離が32海里であるから速力は約3.5ノットであることが推察できる。

2.10 向浦から赤間関

七月十五日 晴天東風

「今卯上刻、防州向浦御出帆本山崎船之節、大膳大 史様より水本船被差出、三使船之御使者を以魚菓被 差越候付、通詞下知役より取次、赤間関瀬戸口之被 乗掛候節潮当り候付、瀬戸前之暫時被致潮掛、追付 潮直り候付申中刻赤間関え着船、追付三使衆被致揚 陸」

上述の記録より、7月15日の卯上刻(5時から6時)に、防州向浦を出帆し、赤間関の瀬戸口で潮

が逆潮になり、瀬戸の手前で暫時潮掛かりをして、 潮が良くなり出航し、同日の申中刻(16時)に赤 間関に入港着船していることがわかる。

向浦から赤間関までの所要時間は10時間30分で、距離が36海里であるから速力は約3.5ノットであることが推察できる。

2.11 赤間関から藍島

七月十六日 晴天北東風

「今朝御船より御徒士使を以順風と相見え候間、御 仕廻御上船被召候様被仰遣、今朝三使上船被致候 前、大膳太夫様御馳走役より裁判迄先規も差出候 間、左之通致用意段如何可仕哉之旨被申聞、差掛り 候場所故、先規被差出御用意被成候事ニ候は、御勝 手次第被指出候様ニ致返答候付、三使より中官迄煮 麺吸物其外酒肴等、下官えは赤飯酒□御振廻被成、 右相済而上々官罷出、諸事御馳走之御礼申上候付、 裁判同道相応二取合御礼申達、三使卯中刻被致上船 候付、重役人旅館并船場之被相詰、辰上刻御船より、 壱番太鞁打三番太鞁にて追々出船、大膳太夫様重役 人以下浦口迄為見送、早船被罷出、内裏前二而小笠 原右近将監様より漕船数艘被差出、大膳太夫様より 之漕船ニ引遣ル、尤水木船総碇等被差出、若松沖ニ 而松平筑前様より被差出重漕船引遣、申上刻御船同 前藍島え着船」

上述の記録より、7月16日の辰上刻(7時から8時)に赤間関を出航し、同日の申上刻(15時から16時)に藍島に入港し着船していることがわかる。赤間関から藍島までの所要時間は8時間で、距離が17海里であるから速力は約2ノットであることが推察できる。

ここで、現在の海上保安庁の潮流調和定数による 潮流推算で、当時の潮流を出し、史料と比較した。 地形の変化などで、約3時間のずれがあると思われ るが、海上保安庁の資料では13時頃から関門海峡 の潮流は、逆潮で強くなり、16時に順調に戻って いるので、古文書の潮流とほぼ一致すると考えられ る。

2.12 藍島から勝本

「辰上刻、御船より壱番太鞁打三番太鞁にて追々出船、大膳太夫様重役人以下浦口迄為見送、早船被罷出、内裏前ニ而小笠原右近将監様より漕船数艘被差出、大膳太夫様より之漕船ニ引遣ル、尤水木船総碇等被差出、若松沖ニ而松平筑前様より被差出重漕船引遣、申上刻御船同前藍島え着船、申中刻三使衆被致揚陸候付、重役人衆波戸場え被罷出」

七月十七日 晴天北風

「三使致上船居可申由二而、卯上刻被乗候付上々官罷出、御馳走役人衆之御礼申達候付、裁判同道相応二取繕申達、今朝不順之様子二相見候段御船より直右衛門方二申来候付、三使船之取次役を以、今日は不順二而御出船難成旨船より申来候趣遺候処、様宜相成候付、御船より御□徒士三使騎船之被遣、段々三番太鞁打、卯下刻御船御同前出、筑前守様より家老為見送浦口迄被罷出、申中刻比より御船三使船

追々壱州勝本浦御着船」

上述の記録から、太鼓を打ち、7月17日の卯下刻(6~7時)に藍島を出帆し、同日の申中刻(16時)頃に壱岐勝本に入港着船していることがわかる。

藍島から勝本までの所要時間は10時間で、距離 が約30海里であるから速力は約1ノットであるこ とが推察できる。

3. まとめ

鎖国政策をとっていた江戸時代当時において、唯一外国に門戸を開いていたのが長崎出島であったが、もう一つ「朝鮮王朝」の通信使を受け入れた対馬を挙げることができる。しかし、その意味合いは、全く異なったもので、長崎の出島は通商が目的であり、真の意味での外交機関ではなかったが、江戸幕府は、「朝鮮王朝」とは正式な外交政策を行っていた。その外交政策の中心が、対馬藩の「宗家」であり、本研究で取り上げた史料は、その対馬藩の役人が、「朝鮮通信使」に釜山から江戸への往復に随行した記録の一部であり、当時の文化交流はもちろんであるが、釜山から大坂までの航海の記録としても貴重な歴史的価値のあるものである。

当時の釜山には、現在の大使館にあたる「草梁和館」が常置されており、広大な敷地に常時500人の対馬藩の役人が勤務していたといわれている。

本研究でとりあげた資料は、冒頭にも紹介したように、第11回目の「朝鮮通信使」の復路の記録であるが、「対馬の歴史資料館」には、往路記録等も残されており、今後、江戸時代における航海記録を研究する上で貴重な文献が多く保存されている。

本研究では、大坂の川口から勝本までを11日かけて航海し、その時の、気象条件によって、入出港の時間が決められ、航海中の速力は、約1ノットから4ノットであったことが解明できた。

江戸時代においては、現在のように潮流や気象状況を正確に入手することができないはずであるが、瀬戸内海を中心とする、村上水軍等が水先案内を担っており、その意味では、熟練した現在の水先案内制度の先駆けではないかと考えられる。

本研究では、平成17年度の卒業研究で河村沙友さんに、なれない古文書と格闘しながら読み下して解読して頂いたことに感謝の意を表します。また、韓国海洋大学にも訪問させて頂き、ソウル大学の名誉教授をされている、「元仁古代船舶研究所」の李元植先生に貴重なアドバイスを頂きました。韓国海洋大学でお世話になった諸先生や、上関教育委員会や上関商工会の方々にも、多大な協力をして頂き感謝致します。

参考文献

- [1] 『皇国総海岸図 絵図編第一巻』昭和礼文社、 1987 年
- [2] 辛基秀著『新版 朝鮮通信使往来-江戸時代 260年の平和と友好-』明石書店、2002年
- [3] 『日本交通史辞典』古川弘文館、2003年

- [4] 石井謙治『図説 和船史話』至誠堂、1983年
- [5] 上関教育委員会資料「御番所展示パネルに あふれる歴史」